

日本知的財産仲裁センター 事業適合性判定



賠償額が事業収益を遙かに超える昨今の知財訴訟!
＜イノベーションも事業で他社／他国に負けては産業界の大損失＞

事業適合性判定は、
知財系**弁護士**と当該技術分野の**弁理士**が
対象事業の弱みとなる他社特許を
漏れのない高い精度で特定し、
知財が関わる**紛争を未然に回避**させます。



＜例えば・・・以下の場面で活用いただけます＞



他には無い特徴

偏りの無い特許調査範囲の決定



目のつけ処は 皆ちがう

- 主観的にコア技術と信じていても他社特許があれば実施が困難
 - 侵害予防調査はスキルが必要+費用と労力が膨大（無限・・・）
 - 金融機関、中小企業、大学等では特許調査が事実上不可能
- 事業適合性判定は、弁護士・弁理士・貴社ご担当・特許調査機関が、特許権侵害事件の戦略等を意識しながら徹底的に議論して、特許調査範囲（事業適合性判定の範囲）を決めます。

第三者的立場での専門的見解



忖度なし 納得性あり

- 社内評価は評価主体の知財制度に対する認識が均質でない
 - 当事者であるが故に気がつかない「弱み」が内在することがある
- 事業適合性判定は、対象事業の当事者の主観を排し、客観的立場の知財系弁護士と当該技術分野の弁理士のペアによる専門的見解であり、社内あるいは外部に対する納得性があります。



詳細はこちらからアクセスしてください。

<https://www.ip-adr.gr.jp/business/compliance/about/>